

お知らせ

教育委員会会議定例会の傍聴
教育委員会総務課(☎272785)

時 7月18日(木)午前10時開始
場 教育研究所
定 7人(先着順)
申 当日午前9時30分から9時50分までに直接会場へ

全国家計構造調査に協力してください

情報政策課(☎272710)

10月から11月までの期間で、全国から抽出された世帯を対象に「全国家計構造調査」を行います。この調査は、家計の消費、所得、資産などの実態を総合的に把握し、世帯の所得分布、消費水準、構造などを全国的、地域別に明らかにするものです。

調査方法は、調査員が調査票の配布・回収、聞き取りを行います。調査員は調査員証を必ず携帯します。調査票は厳重に管理され、統計法で定める目的以外に使用することはありません。正確な記入をお願いします。

※インターネットでの回答もできます
※準備調査は7月下旬から行います
対象地域 乾町・末広町・昭和町・

国民年金保険料の免除申請・納付猶予申請

年金医療課(☎272741)

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人を対象とした、保険料の免除・納付猶予制度があります。免除は申請者・配偶者・世帯主の、納付猶予は申請者と配偶者のそれぞれ前年の所得で審査されます。承認されると7月から翌年6月までの保険料の一部または全額が免除・納付猶予されます。免除・納付猶予を申請する年の所得を申告していない人は免除などの審査ができません。

「今年度新たに免除や納付猶予を希望する人」「前年度に全額免除または納付猶予の承認を受けているが継続希望していない人」「失業特例で免除の承認を受けている人」「一部免除の承認を受けていて引き続き制度を利用する人」は申請してください。日本年金機構のHP(https://www.nenkin.go.jp)から申請書をダウンロードし、郵送で申請することもできます。また、マイナポータルでの電子申請も可能です。免除・納付猶予は、申請月から過去2年1カ月までさかのぼって申請できます。

上諏訪町・波志江町(三丁目区)・連取町(元町区・本町区)・葦塚町・除ヶ町・市場町二丁目・堀下町・田部井町一丁目(東国定下区)・国定町一丁目(東国定上区)・境上瀨名・境下瀨名(七区)の一部

柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受ける人へ

国民健康保険課(☎272737)

柔道整復師(接骨院・整骨院)の利用に関して国民健康保険適用範囲の誤解から、誤った受診が生じています。柔道整復師の施術には保険証が「使えない場合」があり、その場合には保険適用とならず、全額自費診療となるため注意してください。

「保険証を使えない場合」

- 疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術

●スポーツなどによる肉体疲労を改善するための施術

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷部位などを治療中の場合

●仕事中や通勤途上で負傷し、労災保険が適用となる場合

「保険証を使える場合」

骨折(応急手当で以外)は医師の同意が必要)、脱臼、打撲、捻挫、肉

めるには、追納申請が必要です。追納する場合、該当年度を含め3年度を経過すると加算金が付きますので早めの納付をお勧めします。免除・納付猶予された保険料を追納しない場合、通常に保険料を納付したときと比べ、受け取る年金額は少なくなります。なお、免除などをしてから10年を経過した保険料は追納申請できません。

問 年金医療課・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎027123111719)

農地の利用状況調査を実施します

農業委員会事務局(☎272782)

農業委員会では、毎年8月から10月までを農地パトロール強化期間として農地の利用状況を調査しています。調査では農地が荒れていないか、違反転用されていないかなどを確認します。調査の時に農地へ立ち入ることもありますので、協力してください。

農地は日本の食料自給力を支える大切な資産です。農地を手入れせず荒廃させてしまうと、病害虫が発生し、近隣の農地や地域住民に迷惑が掛かります。作付けを行わない農地でも、耕運や雑草の刈り取りなど、適切な管理を定期的に行ってください。

市青少年善行表彰候補者を推薦してください

問 市民活動課(☎61-6712)

市青少年問題協議会では、善い行いをした青少年を令和7年2月1日(土)に開催される市青少年健全育成大会で表彰します。候補者を推薦してください。

対 市内に在住または在勤・在学のおおむね25歳までの次のいずれかに該当する人または団体

- 人命救助や防火、防犯、事故防止、または災害発生時に尽くした
- ボランティア精神があり、福祉や地域づくり、校内での活動に積極的に取り組んだ
- 自然環境の保護や改善、保全に心がけている
- 困難に負けず、学業やスポーツ、芸術文化活動などに励み、周囲に善い影響を与え模範となった
- 地域の歴史や伝統文化の保存・継承活動を行った
- 国際交流や国際理解などの多文化共生のための活動に貢献している
- その他、会長が特段の功績を認められた

推薦方法 推薦書に必要事項を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで市民活動課へ

※推薦書は市民活動課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、各公民館、いせさきガーデンズ行政センター・スマーク伊勢崎行政センター、伊勢崎駅前インフォメーションセンターなどにあります。市HPからダウンロードもできます

※本人または親族を推薦することはできません

宛先 〒372-0014 昭和町1712-2 市民活動課 ☎61-6713、✉katudo@city.isesaki.lg.jp

締切日 9月11日(水)必着



▲市HP

離れなどと診断され施術を受けた場合や骨・筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしている場合は保険適用となります。施術を受ける際は、次の点に注意してください。

- 負傷原因(いつ・どこで・何をし、どんな症状か)を柔道整復師に正確に伝えてください
- 療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)を確認して、必ず本人が署名をしてください
- 領収書を必ず受け取って保管し、国民健康保険課から届く「医療費のお知らせ」で金額・日数の確認をしてください

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けてください。また、施術内容について国民健康保険課から問い合わせる場合があります。

交通事故など、第三者の行為によるけがや病気で医療機関を受診する際に、国民健康保険を使う場合は市に届け出が必要です。医療機関を受診する前に、被害の状況などを電話で国民健康保険課に伝えてください。

交通事故など第三者の行為が原因の負傷で国民健康保険を使う場合は届け出が必要です

国民健康保険課(☎272737)

7月は「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間です。犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くために、皆さんの協力をお願いします。

社会を明るくする運動

社会福祉課(☎272748)

7月は「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間です。犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くために、皆さんの協力をお願いします。

※緊急の場合は、医療機関を受診した後に、早めに国民健康保険課に電話してください

保育園などで働きたい人向けの就活フェス・施設見学会

子ども保育課(☎272751)

市内の私立保育園・私立認定こども園で働きたい人向けの説明会および施設見学会です。

時 7月28日(日)午後2時~4時
※施設見学会は7月29日(月)から8月9日(金)までです。詳しくは問い合わせください

場 伊勢崎プリオパレス(昭和町)

対 保育士・保育教諭・栄養士・調理師などとして保育施設で働きたい人

問 私立保育園会事務局(三郷こども園・☎236122)